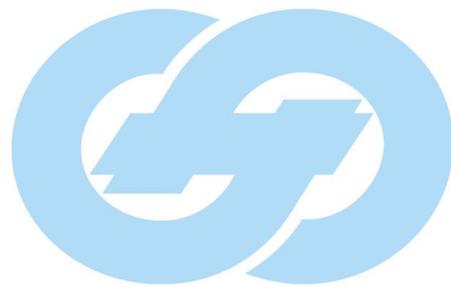

佐々町
個別施設計画
(役場庁舎編)



令和2年3月
佐々町

佐々町個別施設計画（役場庁舎編）

目 次

1. 計画策定の背景	1
2. 本計画の位置づけ	1
3. 対象施設	2
4. 計画期間	3
5. 対策の優先順位の考え方	3
6. 個別施設の状態等	3
7. 対策内容と実施時期	4
8. 対策費用	5

1. 計画策定の背景

本町では、これまで多くの町民ニーズの多様化に応える形で町有建築物をはじめ、道路や橋りょう、上下水道、公園、クリーンセンターなど様々なインフラ系施設といった、多くの公共施設等の整備をしてきました。

現在では、これらの公共施設等（建築物、インフラ施設）の老朽化対策として更新等の時期を迎えており、全てを更新するには莫大な経費が必要であると見込まれます。

そこで、長期的な視点に立ち、公共施設等の現状と課題を踏まえながら将来を見据え、安定した行政サービスを維持・提供していくために、保有量圧縮、長寿命化、集約化等に向けた全体方針や改善策を取りまとめ、実行していく必要があります。

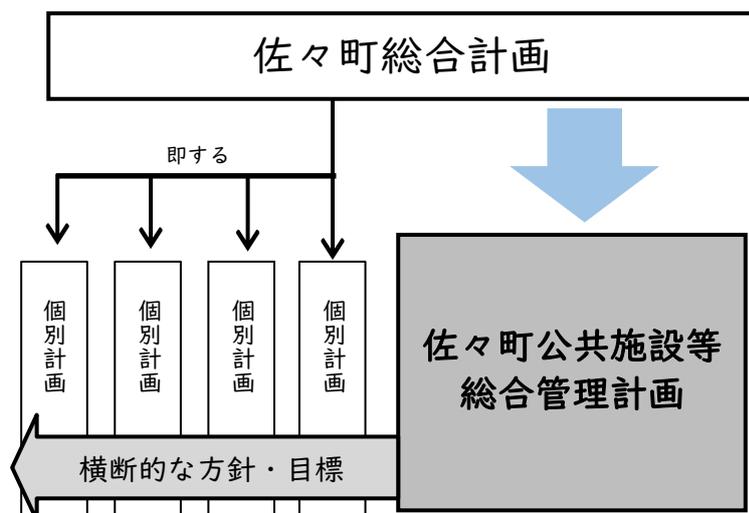
また、この更新問題に関して、平成27年4月に「公共施設等統合的かつ計画的な管理の推進について」により国からインフラ系施設を含む公共施設等を対象とした公共施設等総合管理計画の策定について各地方自治体向けに要請されました。

こうした状況を踏まえて、今後の財政運営においては、国からの支援を活用しながら町の将来を担う次の世代の過度な負担とならないよう、公共施設等の有効活用と改善に向けて取り組むことを目的として、「佐々町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画は、この「佐々町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設ごとの再整備・保全の具体的取組み内容を示すために策定するものです。

2. 本計画の位置づけ

佐々町個別施設計画（役場庁舎編）は、平成28年3月に策定された佐々町公共施設等総合管理計画を上位計画とした行政系施設の中で【庁舎等】の個別計画として位置づけられます。



●佐々町公共施設等総合管理計画より抜粋。

3. 対象施設

佐々町公共施設等総合管理計画における行政系施設の中で【庁舎等】として、以下の3施設があります。3施設のうち役場、役場別館を計画の対象施設とします。

【 庁舎等 】

施設概要	延床面積	約 3.1 千㎡（全体の約4%）	施設数	3
対象	役場、役場別館、技能訓練センター			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民サービスの質的な維持向上やまちなか活性化等に向けて、改築・耐震長寿命化等の整備手法を検討し、再整備を進めます。 ・ 他の公共施設や公共機関等の移転先・統合先として、行政サービス業務の支障がない範囲内で複合化を進めます。 ・ 技能訓練センターは現在、役場倉庫となっており、役場再整備とあわせた集約化を検討します。 ・ 再整備に合わせ、トータルコスト縮減のため、事務の効率化や業務の一部委託、職員の適正配置等を含めた総合的な見直しを進めます。 			

【 対象施設 】

庁舎等	建築年次	経過年数	敷地面積	延床面積	階数
役場	昭和44年竣工 昭和55年増築 平成2年増築	50年	9,800㎡	2,753.67㎡	3階建て
役場別館	昭和56年竣工	38年	本館敷地内に含む	466.92㎡	2階建て
計			9,800㎡	3,220.59㎡	

●対象施設については、佐々町公共施設等総合管理計画に記載してある行政系施設の中で【庁舎等】の3施設を抜粋しています。

●技能訓練センター（旧技能訓練校）については、今後検討を行っていきます。

4. 計画期間

計画期間については、佐々町公共施設等総合管理計画が、着実な事業推進を図るため、上位計画（佐々町総合計画）と整合するよう5カ年を計画期間とする個別実施計画を策定していることから、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの期間とします。

なお、公共施設等総合管理計画の見直しなどにより適宜見直しを図っていきます。

5. 対策の優先順位の考え方

庁舎は、行政系施設の中で最も重要な施設の一つになっています。しかしながら、現庁舎は供用開始後約50年を経過し老朽化が著しいことに加え、後述にもあるとおり、耐震基準も満たされておらず安全性に課題があるため、早急な対応が求められます。

6. 個別施設の状態等

現庁舎は、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準以前に建設されており、現行法で必要とされている耐震性能を確認するため、平成23年に耐震診断を実施しています。

震度6～7規模の大地震発生時に必要な安全レベルは、耐震診断基準（ I_s 値）0.6以上（基準）となっています。耐震診断の結果では、本館と本館増築部はいずれの場所においても、耐震診断基準の0.6以上を満たしておらず、役場別館のY方向のみ耐震診断基準を満たしておりますが庁舎関係施設の場合、耐震性能を確保するための目標値は基準×1.5以上（重要度係数区分）であり、耐震診断基準は、0.9以上が必要な値です。そのため、庁舎関係施設である現庁舎は、最低値0.19のため、倒壊する可能性が高い建物と判断されます。

【耐震診断報告書】 ※平成23年度佐々町役場庁舎耐震診断業務 参照

建物部分	建築年	経過年数	耐震診断基準 (X方向)	耐震診断基準 (Y方向)
本館	昭和44年	50年	0.19	0.24
本館 増築部	昭和55年	39年	0.44	0.50
役場 別館	昭和56年	38年	0.37	0.70

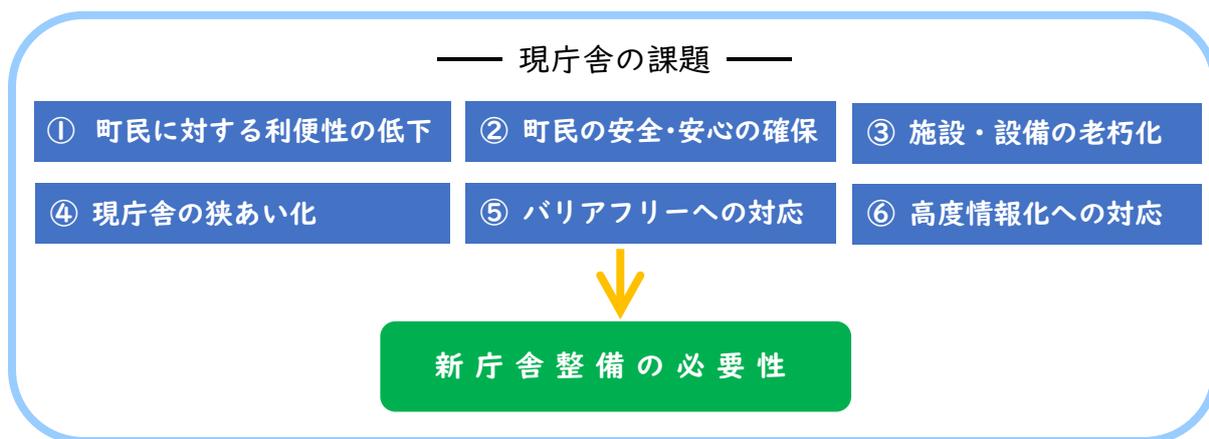
●佐々町庁舎建設基本計画より抜粋。

7. 対策内容と実施時期

（1）対策内容

現庁舎は、下記にあるように多くの課題を抱えていることや耐震基準が満たされておらず、倒壊する可能性が高い建物となっているため、これらの課題解決を図り、町民に対する利便性の向上や防災拠点としての役割を果たすため、新庁舎の建替を早急に進めていきます。

また、建替後は維持管理に努め、計画的に修繕・更新を行っていくものとします。



●佐々町庁舎建設基本計画より抜粋。

（2）事業スケジュール

新庁舎建設のスケジュールは、早急な庁舎整備が必要と考えられていることや地方債制度である公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の活用を考慮し、令和6年中に供用開始を目標に設定します。

建設までのスケジュール（予定）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本 構想	基本 計画				
基本・実施設計、申請					
			建設工事		
				引越	供用開始
					解体・外構工事

●佐々町庁舎建設基本計画より抜粋。

8. 対策費用

新庁舎建設の整備候補地における概算事業費は、次のとおりです。

【 庁舎建設概算事業費 】

※（税込）

項目	金額	備考
新庁舎建設費	1,767,000 千円	※免震構造の場合、I割程度見込む必要あり。
外構等整備費	336,000 千円	敷地面積－新庁舎I階面積＝8,400㎡想定。
現庁舎等解体費	97,000 千円	
計	2,200,000 千円	
新庁舎基本・実施設計費	174,000 千円	国交省告示第九十八号業務報酬基準及び別添二第四号業務施設第二類を参考。
新庁舎監理費		
現庁舎解体設計・監理費		
土木設計、測量、調査費等		
確認申請手数料等		
計	174,000 千円	
家具・什器費等	126,000 千円	
移転費等		
計	126,000 千円	
概算事業費（合計）	2,500,000 千円	

- 消費税率については、10%で算出しています。
- 上記の金額については、現段階での想定概算のため、変動の可能性があります。
- 想定外の事項により大幅な事業費の増などが見込まれる場合は、十分な説明を行い、理解を求めます。
- 佐々町庁舎建設基本計画より抜粋。